

第3回まち・基盤づくり常任委員会

令和8年6月23日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第66号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について
- (2) 議第68号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	田 口 琢 弥	副委員長	森 哲 士
委 員	大 西 尚 子	委 員	桂 川 いずみ
委 員	田 中 喜 登	委 員	中 島 ゆき子
委 員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 長	尾 里 集 務	議 員	下 平 裕次郎
議 員	高 井 範 和	議 員	加 藤 久 人
議 員	鷺 見 昌 己	議 員	今 井 政 良

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
調 整 監	田 谷 諭 志	総 務 部 長	佐 伯 克 典
総合政策部長	小 澤 和 博	農 林 環 境 部 長	中 島 一 栄
林 務 課 長	小 池 徳 一	農 林 環 境 部 次 長	青 木 幹 典
環境エネルギー課長	青 木 一 英	観 光 文 化 ス ポー ツ 部 長	今 井 寛 司
観 光 課 長	細 江 卓 也	ス ポー ツ 公 園 課 長	桂 川 直 也
観 光 文 化 ス ポー ツ 部 次 長 兼 観 光 施 設 課 長	熊 崎 一 彦	観 光 文 化 ス ポー ツ 部 次 長 兼 芸 術 祭 推 進 室 長	尾 里 茂
基盤整備部長	今 井 伸 哉	道 路 河 川 課 長	福 井 茂 樹
消 防 長	熊 崎 直 人	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	長 谷 川 幸 生
消 防 総 務 課 長	加 藤 勝 義		

職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長兼監査課長	青 木 秀 史	議会総務課長	加 藤 冬 城
議会総務課主査	小 林 文 謙		

○委員長（田口琢弥議員）

おはようございます。

ただいまから第3回まち・基盤づくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、1番、4番、6番、7番、13番から傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日も付託案件2件と、あと協議報告も5件ほど報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（田口琢弥議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いします。

○議長（尾里集務議員）

おはようございます。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、朝晩ちょっとまだ涼しいときとか、また日中は暑いというようなところの中で、まだまだ体調管理のできない部分もあるかと思っておりますけれども、皆さん、体には十分気をつけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。慎重審議をお願いいたします。

○委員長（田口琢弥議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。

ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

これより審査に入りますが、議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

それでは、令和8年第3回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第66号及び議第68号の2議案について審査いたします。委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行になりますよう御協力をお願いいたします。

議第66号 下呂市元気でつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○スポーツ公園課長（桂川直也）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書34ページのほうをお願いいたします。

議第66号 下呂市元気でつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年6月5日提出。
提案理由です。

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書36ページをお願いいたします。

改正理由です。

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要。

(1)施設利用料として、下呂上ヶ平サンビレッジのプール1コースの1時間貸切り料金を新設します。第11条関係です。

下呂上ヶ平サンビレッジのプール利用において、合宿等の練習を目的としたコース貸切り利用の要望をいただいております。現在の条例ではコース単位での利用料金の設定がなく、現在は貸切り希望者に混雑時間帯を避けていただくなど、他の利用者へ配慮しながら御利用いただいている状況です。そこで、利用者の利便性の向上と円滑な施設運営を図るため、新たにコース利用料金を設定するものです。金額につきましては、類似施設である金山リバーサイドスポーツセンターの料金設定との均衡を考慮し、同額に定めるものです。

(2)この条例は、令和8年7月1日から施行する。附則関係です。

説明は以上です。

○委員長（田口琢弥議員）

議第66号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島ゆき子議員）

おはようございます。

今ほどの説明の中で、合宿の希望があつて、1コース貸切りという料金設定をされるということですが、特に夏休みでほかの方が見えたときに、1コース貸切りというところの、本日ほかのコースしか使えませんよというところの表示が必要かと思うんですが、例えば受付とか、あとコース上にここは貸切りですというような、そういうものを作られるという予定はあるのか伺います。

○スポーツ公園課長（桂川直也）

コース利用につきましては、全コース6コースあるうち、そのうちの最大で3コースまでを一応利用とする予定です。

その日の混雑状況等によりまして2コースにするとか、そういった施設管理のほうで配慮させていただきますので、そういった貸切りのところには、ボードなどを置いて対応したいと思っております。以上です。

○委員（中島ゆき子議員）

今ほど最大3コースまでで、混雑状況によって変更されるということですけど、予約を受け付けたときに、例えば本日の混み具合というのは分からないと思うんですけど、事前予約ですと、その辺はどういうふうな対応を考えてみえますか。

○スポーツ公園課長（桂川直也）

そこら辺は、電話での予約というのも可能ですし、当日借りることもできますので、そこら辺はちょっと状況を見ながら、施設側の判断によるものと考えております。

○観光文化スポーツ部長（今井寛司）

金山で既にやってみえるので、そのノウハウをいただきながらやるということで対処していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員長（田口琢弥議員）

ほかにはございませんか。

○委員（中島達也議員）

ちょっと確認ですが、ロープとロープの間、大体1.5メートルか2メートルぐらいあると思うんですけど、人数制限というのはないという考え方でいいですか。

○スポーツ公園課長（桂川直也）

今のところ人数制限は考えておりませんので、やはり利用される方の人数によって希望するコースを確認して、施設管理者等と相談してやっていきたいと考えております。

○委員（中島達也議員）

すみません、特に高齢者の健康増進には不可欠なものだと思いますし、人数制限しないということ、団体で予約するというのを前提にするという解釈でいいですね。分かりました。

○委員長（田口琢弥議員）

ほかにごございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第66号についての質疑を打ち切ります。

それでは、議第68号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（加藤勝義）

議案書の40ページを御覧ください。

議第68号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、条例要綱で説明させていただきますので、42ページを御覧ください。

改正理由です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正の背景です。

非常勤消防団員等の災害補償の補償額の基準となる国家公務員の人事院規則の改定に伴い、葬祭補償の補償基準額が見直され、これを受け、本市におきましても国の政令の改定に準拠し、本市の非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額について、国と同等の改定を行うものでございます。

(1) 葬祭補償の補償基準額を31万5,000円から33万円に引き上げます。第18条関係。

(2) この条例は、公布の日から施行します。附則第1項関係。

(3) この条例は令和8年4月1日以降に補償事由が生じたものから適用し、同日前に対象となった者については、従前の額とするものでございます。附則第2項関係。

説明は以上です。

○委員長（田口琢弥議員）

それでは、議第68号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第68号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第66号及び議第68号の2議案について討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成の者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第66号及び議第68号の2議案についての討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第66号 下呂市元気でつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第66号については全会一致で可決いたしました。

議第68号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第68号については全会一致で可決いたしました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前9時44分 終了